

# 燕市附属機関等の設置、運営、公募及び公開に関する指針

(令和 4 年 10 月 1 日一部改正)

(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 5 年 10 月 1 日一部改正)

## 第 1 章 総 則

### 第 1 趣 旨

この指針は、燕市まちづくり基本条例の規定に基づき、市民参画の推進を図るため、附属機関等の設置、運営、公募及び公開について必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 定 義

- 1 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置されたものをいう。
- 2 この指針において「協議会、懇談会等」とは、市民、関係団体、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により執行機関が設置する協議会、懇談会等（市職員のみで構成する内部組織としての委員会、関係団体との連絡調整を主な目的とする協議会その他特定の事業をするために組織する実行委員会等を除く。）をいう。

## 第 2 章 附属機関の設置、運営、公募

### 第 3 附属機関の新設及び統廃合

#### 1 新設

審議事項が既存の附属機関の所掌事項に含まれていない場合及び既存の附属機関の所掌とすることが適当でないと認められる場合に限り、附属機関を新たに設置することができるものとする。

#### 2 統合

法令による必置規制のあるもの、審査等の関与機関に純化したもの及び施設等の運営に関する利用者等の意見反映のためのものを除き、既存の附属機関の統合を図るものとする。この場合において、各所管課は、当該附属機関の設置目的、審議事項及び委員構成等の同一性又は類似性等を勘案の上、判断するものとする。

#### 3 廃止

次に掲げる附属機関については、原則として廃止するものとする。

- (1) 既に設置目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの

- (3) 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの
- (4) 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも薄いなど活動が不活発なもの
- (5) 附属機関を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によっても対応可能なもの
- (6) 附属機関を設置するまでもなく、公聴会又は個別の意見聴取によっても設置の目的が達成されると認められるもの

#### 第4 委員の構成等

附属機関の委員の選任に当たっては、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行財政運営の確保等を図るため、その機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとする。

##### 1 委員の構成

委員は、附属機関の設置目的に照らし、幅広い分野からの登用に努めるものとし、各所管課は、関係団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限ることなく、広く構成員の中から推薦を受けるよう関係団体等に働きかけるものとする。

###### (1) 女性及び若い年齢層の登用

委員には、女性及び若い年齢層を積極的に登用するものとし、燕市男女共同参画基本計画（男女共同参画推進プラン）における女性登用比率の目標値の達成に努めるものとする。

###### (2) 議員の選任除外

市議会議員は、法令の定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

###### (3) 市職員の取扱い

市職員は、法令で特に定める場合又は附属機関の性質に照らし、その専門的知識が必要となるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

##### 2 委員の数の制限

附属機関の委員の数は、法令で特に定める場合を除き、原則として30人以内とする。この場合において、各所管課は、当該附属機関の設置目的に照らし、委員の数を最小限にとどめるよう努めるものとする。

##### 3 委員の再任の制限

委員の在任期間は、原則として通算8年を超えて再任しないものとする。ただし、当該委員が専門的な識見を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。

##### 4 複数の附属機関に同一人を選任する場合の制限

同一人を複数の附属機関の委員に選任しようとする場合は、原則として1人につき5機関以内の附属機関の委員への選任とする。

#### 第5 委員の公募

##### 1 公募委員の実施基準

- (1) 附属機関の委員の定数には、積極的に委員の一部を公募により選任するものとする。ただし、次に掲げる附属機関については、この限りでない。
    - ア 行政処分、不服審査、職員処分等に関する審議等を行うもの
    - イ 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの
    - ウ 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの。
    - エ その他附属機関の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの
  - (2) 公募委員の定数を定めた場合において、選考の結果定数に満たなかったときは、指名その他の方法のより委員を選任することができる。
  - (3) 公募による委員は、5機関以上の委員を兼ねることはできないものとする。また、過去に公募による委員を務めたものは、広く市民に市政への参加を推進するため、なるべく選任しないものとする。
- 2 公募委員の応募資格  
公募委員に応募することができる者は、燕市内に居住している者で、応募時の年齢が18歳以上のものとする。ただし、附属機関の設置目的など特別な事情がある場合は、この限りでない。
  - 3 公募の方法  
公募は、公募委員の選定予定日のおおむね1箇月前までに、広報紙への掲載その他の方法により行うものとし、20日程度の応募期間を設けるものとする。
  - 4 募集要領での周知項目  
公募に当たって募集要領を作成し、その周知項目は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 附属機関の名称、審議内容及び任期等
    - (2) 公募する委員の人数
    - (3) 応募資格
    - (4) 応募方法
    - (5) 応募期間
    - (6) 選考方法
    - (7) 問い合わせ先
  - 5 公募委員の選考方法  
公募委員の選考については、原則として担当部内に選考委員会を設置して行うものとし、附属機関の設置目的等を考慮したうえ、おおむね次の方法により行うものとする。
    - (1) 書類選考
    - (2) 小論文による選考
    - (3) 面接による選考
    - (4) その他市長が適当と認める方法による選考
  - 6 公募委員の選考結果の通知  
公募委員を決定したときは、応募者全員に、選考結果について速やかに通知するものとする。

## 第6 総務課長との協議等

- 1 各所管課長は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める事項について、あらかじめ総務課長と協議するものとする。
  - (1) 附属機関を新たに設置しようとする場合はその必要性及び終期期間について
  - (2) 委員を選任する場合は委員の構成、数、再任、年齢及び他の附属機関との併任状況について
- 2 各所管課長は、委員の公募を実施しようとするとき及び公募委員を選任しようとするときは、速やかに総務課長に報告するものとする。

## 第3章 会議の公開等

### 第7 附属機関の会議の公開の基準

附属機関の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、当該会議が非公開とされる場合
- (2) 燕市情報公開条例第11条各号に定める非公開事由に該当する情報に関し審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### 第8 公開・非公開の決定

- 1 附属機関の会議を公開するかどうかは、「第7 附属機関の会議の公開の基準」に基づき当該附属機関がその会議において決定するものとする。
- 2 附属機関は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合はその理由を明らかにするものとする。
- 3 附属機関は、全部又は一部の会議を公開しないことに決定した場合であっても、その取扱いについて、公開を推進する観点から常に見直しを行うものとする。

### 第9 公開の方法等

- 1 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴は、市民に限らず広く何人に対しても認めることとする。
- 2 附属機関が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 附属機関は、公開した会議の会議資料は一般の閲覧に供するものとし、非公開とした会議であっても、可能な限り一般の閲覧に供するものとする。

- 5 附属機関は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材活動に対して配慮するものとする。

#### 第10 会議開催の周知

- 1 附属機関の事務の所管課は、会議の開催にあたっては、公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した文書をホームページに掲示するものとする。
  - (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 議題（公開又は非公開の別）
  - (5) 非公開の理由
  - (6) 傍聴手続
  - (7) 傍聴人の定数
  - (8) その他必要な事項
  - (9) 問い合わせ先

#### 第11 会議録の作成及び公表

- 1 附属機関は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。
- 2 作成された会議録は、速やかに公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録のうち、会議終了後においてもなお燕市情報公開条例第11条各号に定める非公開事由に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- 3 会議録の公表は、市のホームページへの掲載等により行うものとする。

#### 第12 附属機関の会議の運営

附属機関の設置目的の達成と公正かつ円滑な運営のため、会議の開催及びその運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 会議の実施に当たっては、会議を開催する場所に委員が参集する方法、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話するための電子情報処理組織をいう。）により委員が参加する方法その他の会議の双方向性及び即時性を確保できる方法により行うこと。
- 2 公正な審査、審議等を行うため、審査を目的として設置された附属機関において、直接に利害関係を有する委員がいる事案の審査をするときは、当該委員は、その審査に加わらないこと。

### 第4章 協議会、懇談会等

### 第13 協議会、懇談会等の会議の開催、運営等

協議会、懇談会等は、意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的としていることから、その開催、運営等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続き（議決及び定足数）による運営を行わないこと。
- 2 協議会、懇談会等に係る規則、要綱等には、次に掲げる表現は用いないこと。
  - (1) 附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」、「調査会」等の表現
  - (2) 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審議する」、「諮問する」、「答申する」等の表現
  - (3) 第2章及び第3章は、協議会、懇談会等の開催、運営等について準用する。

### 第14 協議会、懇談会等の構成員の決定等

- 1 協議会、懇談会等の構成員の決定等に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
  - (2) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬でなく、報償費又は費用弁償としての旅費となるものとする。
  - (3) 構成員については、第2章第4及び第5の規定の趣旨を踏まえて、決定すること。

## 第5章 その他

### 第15 その他

- 1 その他の委員会等の会議の開催においても、できるだけこの指針に基づくよう努めるものとする。
- 2 市民意見提出手続（パブリックコメント手続）については、燕市パブリックコメント実施要綱（平成18年燕市告示第188号）に基づき実施するものとする。
- 3 各附属機関は概要に関する資料等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。
- 5 この指針は必要に応じて見直しを行うものとする。

## 附 則

- 1 この指針は、平成23年4月1日から実施する。ただし、附属機関の委員の選任に係る規定は、平成24年4月1日以降の最初の改選期から実施し、予算に関する規定は、平成24年度から実施する。

見本

## 傍聴人の心得

1. 次に該当する者は、傍聴席に入ることはできません。
  - (1) 危険物と思われるものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 異様な服装をしている者
  - (4) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
2. 傍聴人は、次の事項を守らなければなりません。
  - (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (3) みだりに席を離れないこと。
  - (4) その他、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
3. 傍聴人は、非公開の議題の時は、速やかに退場しなければなりません。
4. 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければなりません。
5. この心得に違反する時は、又は指示に従わない時は、退場を命じることがあります。

ご協力をお願いします。

## 傍聴人受付簿

第〇回燕市情報公開・個人情報保護制度審議会

| 年 月 日 | 住 所 | 氏名等 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |

## 附属機関委員募集のお知らせ

|           |   |
|-----------|---|
| 附属機関の名称   | 第〇回燕市情報公開・個人情報保護制度審議会   |
| 審議内容      | 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項を調査・審議する。   |
| 委員の任期     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日【〇年】   |
| 公募する委員の人数 | 〇人  |
| 応募資格      | (1) 燕市内に居住し、18歳以上の方<br>(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関心を持ち、平日の昼間の会議に出席できる方（ただし、国、地方公共団体の議員・職員は除く。） |
| 応募方法      | 所定の応募用紙を記載して、令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）（消印有効）までに、燕市役所総務部総務課総務係宛に郵送又は持参してください。                         |
| 応募期間      | 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）  |
| 選考方法      | 〇〇部選考委員会で選考します。<br>選考結果については応募者全員に通知します。  |
| 問い合わせ先    | 総務部 総務課 総務係<br>電 話：0256-77-8312<br>FAX：0256-92-2112                                       |



## 会議開催のお知らせ

|                        |   |
|------------------------|---|
| 会議の名称                  | 第〇回燕市情報公開・個人情報保護制度審議会   |
| 開催日時                   | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)   |
| 開催場所                   | 燕市役所〇〇庁舎 〇階 会議室   |
| 議 題<br>(公開又は非公開<br>の別) | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委嘱状の交付について (公開)</li> <li>(2) 会長、副会長の専任 (公開)</li> <li>(3) 個人情報の目的外利用及びオンライン結合について (非公開)</li> <li>(4) 実施状況報告 (公開)</li> <li>(5) その他 (公開)</li> </ul> |
| 非公開の理由                 | 個人情報に関する情報があるため   |
| 傍聴手続                   | 傍聴人受付簿に住所・氏名等を記入  |
| 傍聴人の定数                 | 〇人  |
| その他必要な事項               |   |
| 問い合わせ先                 | 総務部 総務課 総務係<br>電 話：0256-77-8312<br>F A X：0256-92-2112   |

令和〇〇年度 第〇回燕市〇〇〇〇会議 会議録（要旨）

日 時：令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

場 所：燕市〇〇〇〇会館 〇階 〇〇会議室

出席委員：〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員  
〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員

欠席委員：〇〇〇〇委員

事務局：〇〇〇〇部長、〇〇〇〇課長、〇〇〇課事務局〇名

報道機関：〇社

傍聴者：〇名

以下、会議の次第に基づき作成してください。